

平成30年第2回(6月)諏訪市議会定例会 議事日程第1号

平成30年6月4日(月) 午前10時00分開会

会議録署名議員指名の件

会期決定の件

- _____ 報告 第 3号 平成29年度諏訪市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- _____ 報告 第 4号 平成29年度諏訪市水道事業会計予算繰越計算書について
- _____ 同意 第 3号 諏訪市等公平委員会委員の選任について
- _____ 承認 第 1号 専決処分の承認を求めるについて(平成29年度諏訪市一般会計補正予算(第7号))
- _____ 承認 第 2号 専決処分の承認を求めるについて(諏訪市税条例等の一部改正について)
- _____ 承認 第 3号 専決処分の承認を求めるについて(諏訪市都市計画税条例の一部改正について)
- _____ 承認 第 4号 専決処分の承認を求めるについて(諏訪市国民健康保険税条例の一部改正について)
- _____ 議案 第 28号 和解及び損害賠償の額を定めるについて
- _____ 議案 第 29号 諏訪市議会議員及び諏訪市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部改正について
- _____ 議案 第 30号 諏訪市税条例の一部改正について
- _____ 議案 第 31号 諏訪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- _____ 議案 第 32号 諏訪市重度心身障害者福祉手当条例の一部改正について
- _____ 議案 第 33号 諏訪市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- _____ 議案 第 34号 諏訪市水道事業給水条例の一部改正について
- _____ 議案 第 35号 諏訪市と岡谷市との間の証明書等の交付等に係る事務の相互委託の廃止について
- _____ 議案 第 36号 諏訪市と茅野市との間の証明書等の交付等に係る事務の相互委託

の廃止について

- _____ 議案 第 37号 諏訪市と下諏訪町との間の証明書等の交付等に係る事務の相互委託の廃止について
- _____ 議案 第 38号 諏訪市と富士見町との間の証明書等の交付等に係る事務の相互委託の廃止について
- _____ 議案 第 39号 諏訪市と原村との間の証明書等の交付等に係る事務の相互委託の廃止について
- _____ 議案 第 40号 市道路線の廃止について
- _____ 議案 第 41号 市道路線の認定について
- _____ 議案 第 42号 工事請負契約をするについて
- _____ 議案 第 43号 工事請負契約をするについて
- _____ 議案 第 44号 平成30年度諏訪市一般会計補正予算（第1号）
- _____ 議案 第 45号 平成30年度諏訪市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- _____ 議案 第 46号 平成30年度諏訪市水道事業会計補正予算（第1号）

請 願・陳 情

- _____ 陳情 第 43号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
- _____ 陳情 第 44号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める陳情書
- _____ 陳情 第 45号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める陳情書
- _____ 陳情 第 46号 2017年9月25日付けで市長に対し、「市政懇談会をやっていないのは諏訪市だけであるので、是非実施していただきたい」と要望したところ、50日後の11月14日に「開催を検討中」という、やはりいままで不実施であった理由を書かない返事をもたらしたが、これは執行部は何もしないということを意味しているのと同様に、議会が陳情に対して理由を示さないで不採択とするのは、やりたくないことを言い換えているだけと解釈せざるをえず、陳情を不採択とする場合は必ず「理由」を付すように規則または条例を作ることを求める陳情。

陳情 第 4 7 号 「市民が陳情をして議会へ説明をする場合、陳情者から議員側への質問や意見具申を認めるべき」という規則あるいは条例を定めることを求める陳情

請願・陳情付託表（第 1 号）

平成30年6月4日

受理番号	件 名	付託委員会
陳情 第 4 3 号	「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書	総務産業委員会
陳情 第 4 4 号	義務教育費国庫負担制度の堅持を求める陳情書	社会文教委員会
陳情 第 4 5 号	国の責任による 3 5 人学級推進と、教育予算の増額を求める陳情書	
陳情 第 4 6 号	2 0 1 7 年 9 月 2 5 日 付 け で 市 長 に 対 し、「市 政 懇 談 会 を や っ て い な い の は 諏 訪 市 だ け で あ る の で、是 非 実 施 し て い た だ け だ り」と 要 望 し た と ころ、5 0 日 後 の 1 1 月 1 4 日 に「開 催 を 検 討 中」とい う、や は り い ま ま で 不 実 施 で あ っ た 理 由 を 書 か な い 返 事 を も ら っ た が、こ れ は 執 行 部 は 何 も し な い と い う こ と を 意 味 し て い る の と 同 様 に、議 会 が 陳 情 に 対 し て 理 由 を 示 さ な い で 不 採 択 と す る の は、や り た く な い こ と を 言 い 換 え て い る だ け と 解 釈 せ ざ る を え ず、陳 情 を 不 採 択 と す る 場 合 は 必 ず「理 由」を 付 す よ う に 規 則 ま た は 条 例 を 作 る こ と を 求 め る 陳 情。	議会運営委員会
陳情 第 4 7 号	「市民が陳情をして議会へ説明をする場合、陳情者から議員側への質問や意見具申を認めるべき」という規則あるいは条例を定めることを求める陳情	